おおさか電動車協働普及サポートネット会員登録要領

（目　的）

第１条　本要領は、おおさか電動車普及協働普及サポートネット設置要綱（以下「要綱」という。）第３条第３項の規定により、会員登録に必要な手続きについて定める。

（入　会）

第２条　本会に入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、事務局長に対して、様式第１号の入会申込書を提出し、入会の審査を受けるものとする。

（審　査）

第３条　事務局長は、入会申込書に基づき審査を行うものとし、本会の設立趣旨や事業目的の達成に資すると認められる者について、入会を承認するものとする。

２　事務局長は、前項の審査において、次条各号に該当するおそれのある者その他入会申込書の記載等から本会活動の趣旨に反することが明らかであると認められる者については、本会への入会を拒否することができる。

３　事務局長は、本条の定めによる審査の結果について、様式第２号により、すみやかに入会希望者に通知するものとする。

（参加の取消し）

第４条　事務局長は、第３条の規定に関わらず、会員又はその関係者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、その会員の本会への参加を取り消すことができるものとする。

(1)　 本会の趣旨に反するような行為を行ったと認められた場合

(2)　 本会への入会申込書や実績報告等の内容が事実と異なると認められた場合

(3)　 法令又は公序良俗に違反する行為を行ったと認められた場合

(4)　 本会の信用を傷つける行為を行ったと認められた場合

(5)　 その他本会の会員としてふさわしくないと認められた場合

（退　会）

第５条　要綱第６条第１項の規定により、退会を希望する者は、様式第３号の退会届を提出するものとする。

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、会員の登録審査に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附　則

この要領は、令和３年１１月１８日から施行する。